

研究活動および研究費の不正防止への取組

● 公正な研究活動への取組

本学では、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（2014年8月26日文部科学大臣決定）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）」に基づき、本学における研究活動上の不正行為を防止し、公正な研究活動を推進しています。

関連リンク：[研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（文部科学省ウェブサイト）](#)
[研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（文部科学省ウェブサイト）](#)

● 学内の責任体制

本学では、最高管理責任者及び統括管理責任者を配置し、研究活動上の不正行為防止の取組やその対応を行っています。

1. 最高管理責任者：理事長

不正に対する適切な措置を講じます。

2. 統括管理責任者：学長

研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、本学を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じます。

3. コンプライアンス推進責任者：各学部長、大学事務部長

コンプライアンス副推進責任者：各学科長、総務課長

統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行います。

不正防止計画を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を定期的に統括管理責任者に報告します。

不正防止を図るため、研究者等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督します。

学内において、研究者等が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指示し、当該改善状況を確認し、統括管理責任者に報告します。

4. 研究倫理教育責任者：研究倫理委員長

研究者等に対し定期的に、当該部署における研究分野の特性に応じた研究倫理教育を計画し、実施します。

研究活動における不正行為に係る申し立て窓口

公的研究費の使用に関する不正や、研究活動における特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）等に関する本学の内外からの通報（告発）窓口は、以下になります。

担当部署：大学事務部総務課

TEL：06-6939-4391（代表）

MAIL：soumuka@osaka-shinai.ac.jp（大学事務部総務課）